

賢い家づくり実現！「マイホーム購入支援制度」を活用してみませんか？

# すまい給付金制度

すまい給付金は、消費税引き上げによる住宅取得者の負担を緩和する為に創設された制度です。消費税率8%時は収入額の目安が510万円以下の方を対象に最大30万円を給付、消費税率10%時は収入額の目安が775万円以下の方を対象に最大50万円を給付！

**Point ①** 引き上げた後の消費税率が適用される住宅を取得する場合、引き上げによる負担を軽減するために現金を給付

**Point ②** すまい給付金を受け取るためには、給付申請書を作成し、確認書類を添付して申請することが必要

**Point ③** 給付額は、住宅取得者の収入及び持分割合により決定

期間：令和3年12月31日までに引渡し・入居した住宅

給付額

=

給付基礎額

×

持分割合

不動産の登記事項証明書（権利部）  
で確認します。

収入額の目安（都道府県民税の所得割額）によって決定

消費税率8%の場合

収入額の目安	都道府県民税の 取得割額	給付 基礎額
425万円以下	6.98万円以下	30万円
425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円

消費税率10%の場合

収入額の目安	都道府県民税の 取得割額	給付 基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	40万円
525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円
600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円
675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円

※詳しくは、すまい給付金制度のホームページ等でご確認ください。